

2020年9月30日

治験依頼者 各位

国立大学法人北海道大学病院  
臨床研究開発センター

治験・製造販売後調査の経費の納付に係る延滞金の変更について

初秋の候、貴社ますますご発展のこととお喜び申し上げます。

さて、本院の治験・製造販売後調査の契約書では経費の納付に係る延滞金(以下、延滞金)の利率を5%と定めております。一方、本年4月の民法改正により民事法定利率が5%から3%に引き下げられております。現状、本院の治験・製造販売後調査の延滞金と民事法定利率に乖離が生じていることから、本年10月以降に新規に契約締結する治験・製造販売後調査等の契約書では延滞金の利率を民事法定利率にあわせて3%に変更させていただきます。

また、本年9月末以前に契約済みの治験・製造販売後調査についても、10月1日以降に発生する延滞金の利率を5%から3%に変更させていただきます。

即ち既に契約済みの治験・製造販売後調査の契約書中の延滞金の利率を、本書をもって「5%」から「3%」に読み替えさせていただきます。

ご不明な点がございましたら、下記担当までご連絡下さい。

今後とも何卒よろしくお願い申し上げます。

<担当>

臨床研究開発センター 橋本

TEL : 011-706-7061

E-mail : tiken@med.hokudai.ac.jp